

**科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について**  
**(これまでの審議のまとめ)**

平成21年7月16日

科学技術・学術審議会  
学術分科会研究費部会

# 目 次

1. はじめに	1
2. 科研費による若手研究者への支援の在り方について	2
(1) 若手研究者支援に関する基本的な考え方について【総論】	2
(2) 「若手研究」の個別の研究種目の改革について【各論】	10
3. 今後の「基盤研究」の在り方について	16
4. 科研費の研究成果を社会に還元していくための方策等について	20
5. その他	24
6. 終わりに	24

## <資料>

・ 第5期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会委員名簿	25
・ 審議経過	26

# 科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について (これまでの審議のまとめ)

## 1. はじめに

我が国の大学等において行われる研究活動の基盤は、研究者の自由な発想に基づく研究にある。このような研究を推進することによって、研究基盤が充実し、大学等における研究がより多様で層の厚いものとなり、将来の研究の発展に結び付いていくことが期待できるのである。

大学等においては、日常的な教育研究活動を支える基盤的経費と、優れた研究を優先的・重点的に助成する競争的資金との二本立ての支援体制（デュアルサポートシステム）によって教育研究体制が構築されることが重要である。

科学研究費補助金（以下「科研費」という。）は、競争的資金の中でも、研究者の自由な発想に基づいた、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる分野にわたる学術研究を支援する重要な資金である。応募された研究課題及び計画をピア・レビューによって採択し、研究の多様性を確保しつつ、独創的な研究を支援することにより、研究活動の裾野の拡大を図り、持続的な研究の発展と重厚な知的蓄積の形成に資するという大きな役割を果たしている。

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会では、これまでも、我が国の学術研究の振興のために望ましい研究費の在り方を議論し、研究者にとって効果的に使える科研費を目指して制度改善を進めてきた。

本年3月に審議を開始した第5期の研究費部会においても、科研費の一層の改善、充実を図るため、主に、①今後の科研費が目指すべき方向性（目標や対象、規模など）について、②科研費による若手研究者への支援の在り方について、③今後の「基盤研究」の在り方について、④科研費の研究成果を社会に還元していくための方策等について、審議を重ねてきた。

この審議のまとめは、これらの事項のうち、平成22年度に向けて当面講ずべき措置として議論がまとまったものについて、本部会での審議の状況等を国民に広く知っていただくためにとりまとめ、公表することとしたものである。

言うまでもなく、我が国の学術研究をめぐる課題は大きく、科研費のあるべき姿については議論の途上にある。本部会としては、今後とも、引き続き、精力的に議論を進めていく予定である。

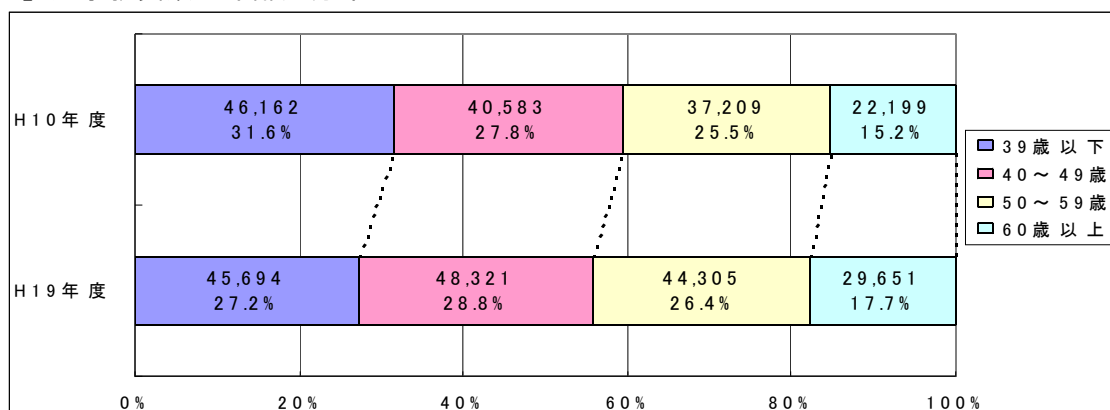
## 2. 科研費による若手研究者への支援の在り方について

### (1) 若手研究者支援に関する基本的な考え方について【総論】

#### 若手研究者支援の必要性等

- 我が国が、将来にわたって、知的分野で世界をリードしていけるかどうかは、優秀な研究者を確保し、研究を安定的に続けていけるかどうかにかかっている。優秀な若手研究者の確保と育成は、学術研究にとって大きな問題であると同時に、我が国全体にとっても重要な政策課題である。
- しかしながら、若手研究者の置かれている状況には様々な課題がある。  
学校教員統計調査によれば、50歳以上の大学教員の割合が、40.7%（平成10年度）から44.1%（平成19年度）に増加している一方で、39歳以下の大学教員数については、31.6%（平成10年度）から27.2%（平成19年度）に減少している。年齢的に見た場合、大学教員の人事構成が高齢化しつつあることがうかがえる。

【図1】大学教員数の年齢別分布

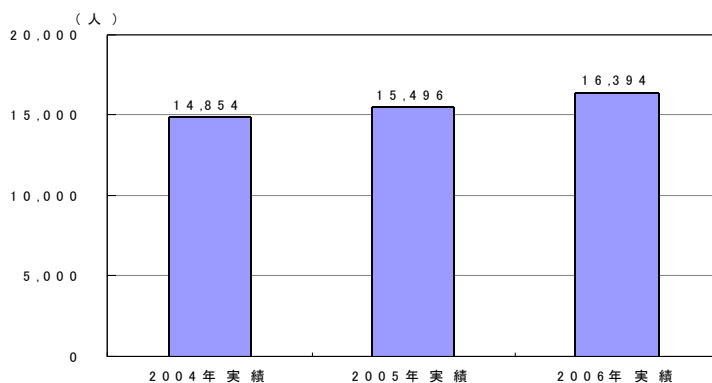


出典：学校教員統計調査（文部科学省）

- また、ポストドクター等の問題も指摘されている。「大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査（平成20年8月科学技術政策研究所／文部科学省）」によれば、ポストドクター等は平成16年（2004年）の14,854人から16,394人に増加している。その雇用の財源は運営費交付金等によるものより競争的資金や外部資金によるものの割合が高く、半数近く（46.0%）となっている。  
ポストドクター等の経験の総年数について着目した場合、5年を超えている

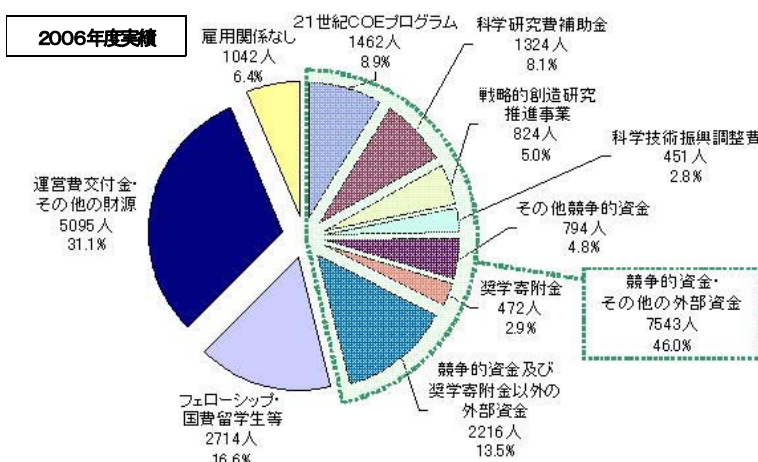
者が23.6%になっている。年齢的にも35歳を超える者が3割近く（29.1%）になっている。

【図2】ポストドクター等の数の推移



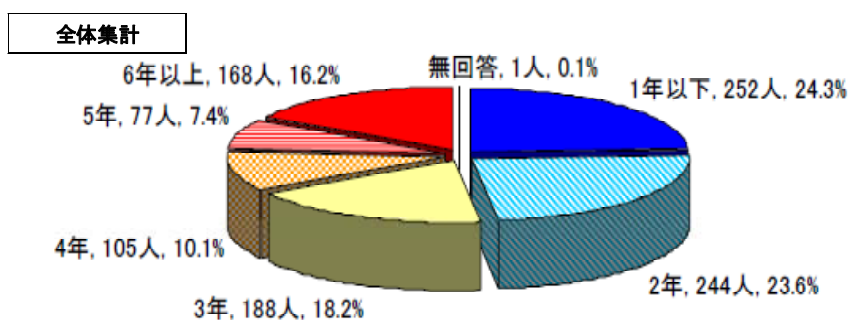
出典：大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査－2006年度実績－  
 (平成20年8月 科学技術政策研究所／文部科学省)

【図3】ポストドクター等の財源別内訳（2006年度実績）



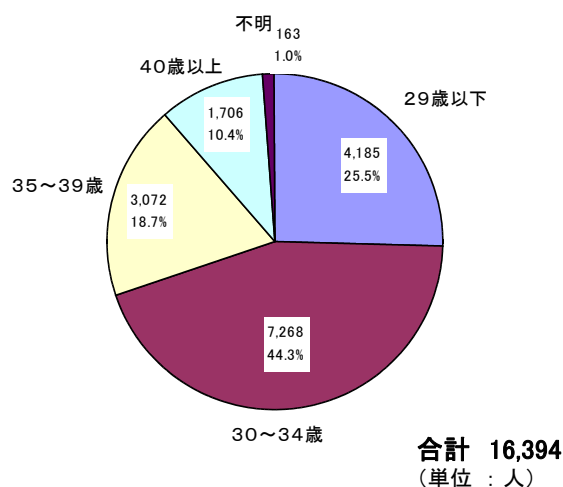
出典：大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査－2006年度実績－  
 (平成20年8月 科学技術政策研究所／文部科学省)

【図4】ポストドクター等の経験の総年数



出典：ポストドクター等のキャリア選択に関する分析（平成20年12月 科学技術政策研究所／文部科学省）

【図5】ポストドクター等の年齢分布（2006年度実績）



出典：大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査（2006年度実績）

（平成20年8月 科学技術政策研究所／文部科学省）

- このような状況の中、最近、優秀な学生の中で、研究者以外の道を選択する者が増えている。博士課程修了者が産業界など研究者以外の道を選択し、社会に出て行くことは歓迎すべきことである。しかしながら、研究者を目指すという道を選ぶ優秀な学生が減ってきていることに対する危機感が研究者の間で高まっていることも事実であり、この点について早急に対策を講ずる必要がある。
- なお、若手研究者の問題は、単に科研費だけの問題ではない。安定的なポストの確保など、大学等の制度等とも密接にかかわる学術全体の問題である。様々な対策を総合的に講ずることによって、相乗効果が発揮されるものと考えられる。

### 科研費による若手研究者の支援の在り方

- 科研費による若手研究者支援の第一の目的は、経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援することである。若手研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試みの中から本当に育つべきものがしっかりとした足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすることが重要である。
- 言うまでもなく、このような支援によって、若手研究者が保護され過ぎることによりひずみが生じているようであれば、早急に是正される必要がある。

特に、若手研究者が「若手研究」によるサポートを繰り返し受け続け、「基盤研究」に移行できないという状況があるとすれば問題である。早い段階で厳しい状況に直面する方が研究者本人にとっても有益な場合もある。「若手研究」に応募することによって厳しい競争にさらされることを回避できる環境を制度的に保障することは考え直すべきである。

「若手研究」については、本来、研究活動をスタートするためのサポートを目的とした助成であるということを再認識すべきであり、スタートの部分は重要であるが、その後、それを「基盤研究」へとうまく切り替えることができるよう制度として考えるべきである。

- また、年齢の高いポストドクター等が増えている状況については、総合的に対策を講じていくべき問題ではあるが、年齢があまり高くない段階で、技術職員や共同研究のコーディネーター、社会に対する広報などの専門職へ転身していけるような様々なキャリアパスを用意することが必要である。

そのためには、ある程度早いうちに自ら進路を変え、様々なキャリアパスに移行するきっかけを作ることも必要である。

- 科研費による若手研究者支援を開始した趣旨については、我が国の古い体質を改め、若手研究者が独立して研究できる環境を育てようということにその原点があったのであり、その意味で「基盤研究」へ移行して活躍できるだけの十分な力を蓄えた若手研究者を育成することが重要である。

- 若手研究者支援の在り方の検討においては、科研費の体系において中核である「基盤研究」を中心に据え、将来的に若手研究者が「基盤研究」へ移行していくということに重点を置いて検討すべきである。

若手研究者が研究活動を始める段階で研究の機会を与えるために、支援を行うことは重要であるが、できるだけ早い段階で、より円滑に、科研費の中核である「基盤研究」に移行していくことができるように、若手研究者支援の枠組みを作っていくことが重要である。

### **現行制度における問題点**

- 科研費における現在の若手研究者支援は、平成14年度に「奨励研究（A）」を改組し、「若手研究（A・B）」を創設したことに始まる。

その後、次のような経緯をたどって、「基盤研究」と並ぶ体系として発展を遂げてきている。

## 科研費における若手研究者支援の変遷

平成14年度	「奨励研究（A）」（若手研究者支援のため昭和43年度に創設）を改組し、「若手研究（A・B）」を創設
平成18年度	研究機関に採用されたばかりの者に対し、研究活動のスタートアップを支援するため、「若手研究（スタートアップ）」を創設
平成19年度	・ 2～3年間であった「若手研究（A・B）」の研究期間を2～4年間に延長 ・ 国内外で卓越した実績をあげている若手研究者の自立を促し、研究の更なる発展を支援するため、「若手研究（S）」を創設
平成21年度	「若手研究（A・B）」の応募資格を37歳から39歳に引き上げ

- 若手研究者支援が、研究活動を始めようとする研究者にとって大きな力になっていることは言うまでもないが、現在の体系にはいくつかの課題がある。
- 一つ目の課題は、若手研究者がある程度の年齢まで「若手研究」だけを繰り返し受け続けることができるということである。  
前述したように、若手研究者が研究活動を始める段階で支援を行うことは重要であるが、できるだけ早い段階で、より円滑に、科研費の中核である「基盤研究」に移行していくことができるように配慮していくことが重要である。
- しかしながら、実態は必ずしもそのようになっていない。  
表1は、「若手研究（A・B）」新規採択者のうち過去に「若手研究（A・B）」に採択されたことがある者の人数等を示したものである。  
これを見ると、「若手研究」に繰り返し応募し、採択されている者が相当数いることがわかる。

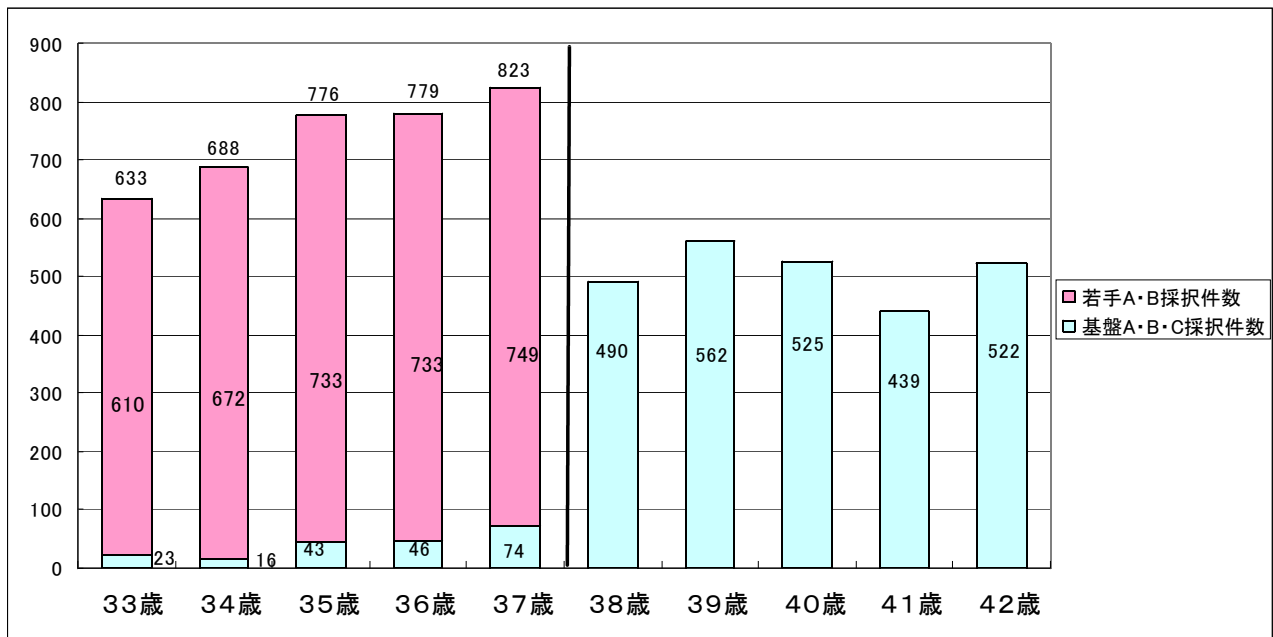


【表1】平成20年度の「若手研究（A・B）」新規採択者のうち過去に「若手研究（A・B）」に採択されたことのある者の人数等

	人数	割合
「若手研究（A）」新規採択者数（平成20年度）	253人	——
うち過去に「若手研究（A・B）」のどちらか一方又はその両方に採択された者の数等 （採択回数別の内訳）	170人	67.2%
1回	101人	39.9%
2回	62人	24.5%
3回	7人	2.8%
「若手研究（B）」新規採択者数（平成20年度）	4,959人	——
うち過去に「若手研究（A・B）」のどちらか一方又はその両方に採択された者の数等 （採択回数別の内訳）	1,812人	36.5%
1回	1,387人	27.9%
2回	383人	7.7%
3回	42人	0.8%

- さらに、図6を見ると、「若手研究（A・B）」の対象から外れて、「基盤研究」にしか応募できなくなった時点で、若手研究者の採択数に大きな落ち込みが見られる。この原因の一つには、「基盤研究」の枠が十分でないという面があると考えられる。加えて、「若手研究」に比べて競争の厳しい「基盤研究」で研究の継続が難しい者が存在するとも考えられる。
- また、できる限り多くの若手研究者に対して「若手研究」による支援を受ける機会を確保していくことも重要である。回数制限といった方法も含めて、できる限り多くの若手研究者が「若手研究」による支援を受けることができるようにし、若手研究者全体の研究環境の改善につながるような取組を進めていくべきである。

【図6】「若手研究（A・B）」及び「基盤研究（A・B・C）」の年齢別採択件数（平成20年度）



（注）平成20年度まで、「若手研究（A・B）」の年齢制限は37歳以下であった。

- 二つ目の課題は、「若手研究」と「基盤研究」が全く別個の体系として構築されていることである。  
 前述したように、科研費の体系の中核は「基盤研究」である。その意味で、若手研究者支援の在り方としても、将来的に若手研究者が「基盤研究」へ移行していくということに重点を置いて検討すべきである。しかしながら、現在の体系は必ずしもその点に配慮されているとは言い難い。
- このため、できるだけ早い段階で、より円滑に、科研費の中核である「基盤研究」に移行していくことができるように、例えば、「若手研究」を「基盤研究」の中に位置付ける、「若手研究」を受けながら「基盤研究」にも応募できるよう重複制限を緩和するといった方法も含めて、若手研究者支援の枠組みを考えるべきである。
- 例えば、現在、「基盤研究」で採用されている最終年度前年度応募の重複制限緩和（4年以上の研究期間の場合に、研究期間が終了する前に他の研究種目への応募を認める措置）などを「若手研究」に導入すれば、一定の研究資金を持った状態で「基盤研究」へ移行することができるが、これは、「研究活動を切れ目なく支援する」という面からも、有意義である。

- 「若手研究」という選択肢も残しつつ、「基盤研究」に早目早目に移行できるようなシステム作りを進めることは、研究者の層を厚くする上でも重要である。
- 三つ目の課題は、「基盤研究」が「若手研究」と比べて十分とは言えないことである。  
そのため、本来「基盤研究」に応募すべき若手研究者が、「基盤研究」ではなく、「若手研究」に応募するようになってしまうのは問題である。
- また、若手研究者が「基盤研究」ではなく「若手研究」に応募する背景として、近年、特に「基盤研究（C）」への応募数が増加しているため、「基盤研究」で採択されづらくなっていることも考えられる。
- このようなことを考えた場合、「若手研究」から「基盤研究」への円滑な移行のためには、「基盤研究（A・B・C）」の充実、特に「基盤研究（C）」の充実などが不可欠である。

## (2) 「若手研究」の個別の研究種目の改革について【各論】

### 「若手研究（B）」の今後の在り方

- 「若手研究（B）」は、応募総額500万円以下、研究期間2～4年という規模の研究種目であり、まさに、若手研究者が研究活動を開始しようとする場合に大きな役割を果たすことが期待されている研究種目である。
- 「若手研究（B）」が創設される前にも「奨励研究（A）」という形で同様の研究種目が設けられており、従前から若手研究者支援という観点で重視されてきた研究種目である。
- これから研究活動を始めようとする若手研究者が「若手研究（B）」を受け、研究を進めることは重要であるが、前述したように、「若手研究（B）」ばかりを繰り返し受けることは適切ではない。若手研究者がほぼ同規模の研究種目である「基盤研究（C）」をはじめとする「基盤研究」へ移行していくようにするという念頭に置いた改善を図ることが必要である。
- また、「若手研究（B）」については、若手研究者支援の最初の一步であり、そのシンボリックな存在である。したがって、例えば、その位置付けを変えて、「基盤研究」の中に位置付けると、若手研究者支援がなくなったかのような印象を関係者に与える可能性が大きい。この点については十分留意すべきである。
- このような点を踏まえ、「若手研究（B）」については、若手研究者が「基盤研究」へ円滑に移行していくようにするという観点から、今後、次のような方針で対応を進めるべきである。

#### (当面の措置)

- ①平成22年度公募から、4年の研究期間の研究については、「基盤研究」への最終年度前年度応募の重複制限緩和を認め、一定の研究資金を確保しながら、「基盤研究」へ円滑に移行できるよう支援する。
- ②平成22年度公募から、研究活動の開始に当たって支援し、「基盤研究」への移行を進めるという考え方に立ち、「若手研究」の研究種目全体を通じた回数制限を導入する。  
具体的には、「若手研究」全体を通じて、2回に限り支援を受けることができることとする。したがって、「若手研究（S・A・B）」のいずれかの研究種目を2回受けることができることとする。  
ただし、回数制限を導入することについては影響が大きいことから、経過措置を設けることとする。その内容として、既に2回以上「若手研

究」を受けている場合であっても、今後、年齢制限の範囲内であれば、「若手研究」の研究種目（「若手研究（S・A・B）」）を1回受けることができることとする。なお、この経過措置は、平成25年度公募までの間、設けることとする。

- ③若手研究者支援の中心的な研究種目であり、その予算の拡充を図ることが不可欠である。
- ④「若手研究（B）」から「基盤研究（C）」へ応募する者が相当増えるのは当然であり、そのニーズに対応するためにも「基盤研究（C）」の増額を図ることが必要である。

（今後の方針）

- ⑤同様の規模の研究種目である「基盤研究（C）」などとの関係については、（独）日本学術振興会などからも意見を聴取しつつ、引き続き検討を進める。特に、研究費総額や研究期間などについてのバランスに留意しつつ、検討を進めることが必要である。

### 「若手研究（A）」の今後の在り方

- 「若手研究（A）」は、応募総額500万円以上3,000万円以下、研究期間2～4年という規模の研究種目である。
- 同レベルの研究種目である「基盤研究（B）」の「応募総額500万円以上2,000万円以下、研究期間3～5年」という規模、「基盤研究（A）」の「応募総額2,000万円以上5,000万円以下、研究期間3～5年」という規模に匹敵する比較的大きな研究種目である。
- 本部会の審議においては、このような規模の研究計画を立て、応募し、獲得できる研究者は、たとえ若手研究者であっても、「基盤研究（A）」や「基盤研究（B）」で十分に競争できる実力があるという意見が多く出された。  
また、一旦、規模の大きな研究種目である「若手研究（A）」をとった研究者にとっては、「基盤研究」が魅力のあるものに見えないとも考えられ、「若手研究」から「基盤研究」への円滑な移行を進める上での一つの課題であるという意見もあった。  
このため、「若手研究（A）」については、今後、「基盤研究（A）」や「基盤研究（B）」の中に位置付ける方向で検討を進めるべきであるという意見が本部会のこれまでの審議においては多く出された。
- ただし、「基盤研究」の中に位置付けることは関係者に与える影響が大きいことも配慮すべきである。特に、現時点で「若手研究（A）」を想定して研究

計画を立てている研究者に与える影響も踏まえると、平成22年度公募からただちに位置付けを変えることについては慎重であるべきである。

また、「基盤研究」の中に位置付けるとしても、その方向性を周知するとともに、若手研究者を対象とする一定の優遇措置を一定期間設けるのか否か、設けるとした場合その内容をどうするかといった点についても十分検討することが必要である。

- このような点を踏まえ、「若手研究（A）」については、今後、次のような方針で対応を進めるべきである。

(当面の措置)

- ①「若手研究（A）」については、これまでの議論を踏まえ、近い将来、「基盤研究」の中に位置付ける方向で、今後、議論を進める。
- ②「若手研究（A）」についても、平成22年度公募から、「基盤研究」への最終年度前年度応募の重複制限緩和を認める。
- ③「基盤研究」への移行を進めるという観点から、「若手研究」全体を通じた回数制限を導入する。【前述】
- ④「若手研究（A）」に最終年度前年度応募の重複制限緩和を認めるとともに、回数制限を導入することになるとすれば、今後、「基盤研究」への応募へシフトしていく研究者が増加していくのは当然である。  
このため、「基盤研究（A）」及び「基盤研究（B）」については、予算の増額を図ることが必要である。

(今後の方針)

- ⑤「若手研究（A）」を「基盤研究」の中に位置付ける方向で議論する場合でも、次のような点に十分留意する必要がある。
  - ・「若手研究（A）」を「基盤研究（A）」又は「基盤研究（B）」に位置付けるとすれば、それが若手研究者にどのような影響を与えるのか。特に、その意識やその後の応募行動にどのような影響を与えると考えられるのか。
  - ・また、「若手研究（A）」を「基盤研究（A）」又は「基盤研究（B）」に位置付けるとすれば、それが既に「基盤研究」を受けている研究者にどのような影響を与えると考えられるのか。
  - ・「若手研究（A）」を「基盤研究（A）」又は「基盤研究（B）」に位置付けるとしても、その中で若手研究者をどのように処遇すべきか。（例えば、優遇措置を講ずるのかどうか。優遇措置を講ずるとしても、どのような内容の措置をどういった方法で、どの位の期間講ずべきなのか。また、その内容を前もって公募要領等で周知すべきか。等々）

- ⑥上記のような検討を進めるためには、今後、「若手研究」や「基盤研究」についての実際の審査を行っている（独）日本学術振興会などからも意見を聴きながら検討を進めることが必要である。
- ⑦また、上記のような検討を進めた結果、方針が定まれば、その段階で、その後の方向性について、速やかに周知することが必要である。
- ⑧なお、将来、「若手研究（A）」が「基盤研究」の中に位置付けられる場合には、「若手研究（B）」については、「若手研究（A）」と区別する理由がなくなるので、「若手研究（B）」の名称から（B）を削除し、単に「若手研究」という名称に変更することとする。

### 「若手研究（S）」の今後の在り方

- 「若手研究（S）」は、次代を担う優れた若手研究者が、それまでに培った研究経験を活かして、自らの研究支援組織を率いて研究できるようにするため、本格的に独立して研究を行うことが可能となる40歳前後の者を含めた研究者の自立を支援することを目的として、平成19年度に創設された研究種目である。その応募総額は、おおむね3,000万円以上1億円程度までであり、研究期間は5年間である。
- 「若手研究（S）」については、まだ制度創設から3年なので、今後の年次進行の状況を把握しながら、独立しようとしている研究者の自立を支援するという創設目的に合っているかどうか検証することが、まず必要である。さらに、若手研究者の独立支援という考え方は、特に人文・社会科学の分野にはなじまないという意見もあり、分野の特性に応じた分析も今後必要である。
- 「基盤研究」への移行を円滑にしていくべきであるという点では、他の「若手研究」の研究種目と何ら変わるところはない。  
若手研究者支援という本来の目的からいえば、今後、「基盤研究（A）」などとのバランスについても検討していくことが必要である。
- このような点を踏まえ、「若手研究（S）」については、今後、次のような方針で対応を進めるべきである。

#### （当面の措置）

- ①他の「若手研究」と同様に、平成22年度公募から、最終年度前年度応募の重複制限緩和を認め、一定の研究資金を確保しながら、「基盤研究」へ円滑に移行できるよう支援する。
- ②「基盤研究」への移行を進めるという観点から、「若手研究」全体を通じた回数制限を導入する。【前述】

なお、独立しようとしている研究者の自立を支援するという「若手研究（S）」の創設目的等からいって、「若手研究（S）」を受けることができる回数は1回であることを明示する。

（今後の方針）

- ③ 今後の年次進行の状況を把握しながら、独立しようとしている研究者の自立を支援するという創設目的にあっているかどうか検証する。  
また、特に、「若手研究（S）」という研究種目が、「基盤研究（A）」や「基盤研究（S）」にどのような影響を与えていると考えられるのか、若手研究者の意識や応募行動にどのような影響を与えているのかといった点についても検討する。
- ④ また、将来、「基盤研究」に位置付けることも検討すべきであるが、その際、研究費総額や研究期間などの違い、バランスを考えることが必要である。そのうえで、どのように位置付けていくのかについては十分な検討が必要である。特に、それが、研究者の意識や行動、とりわけ若手研究者の意識や行動にどのような影響を与えるのかといった点についても検討していくことが必要である。
- ⑤ 上記のような検討を進めるためには、今後、「若手研究」や「基盤研究」についての実際の審査を行っている（独）日本学術振興会などからも意見を聴きながら検討を進めることが必要である。

### 「若手研究（スタートアップ）」の今後の在り方

- 「若手研究（スタートアップ）」は、研究機関に採用されたばかりの者に対し、研究活動のスタートアップを支援するため、平成18年度に創設された研究種目であり、応募総額は年間150万円以下で研究期間は2年間とされている。  
その後、平成21年度からは、それまでの「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」が統合されている。
- 若手研究者のスタートアップのための研究環境の整備の経費は、本来、機関が用意すべきものであり、安易に科研費で整備し、推奨すると、大学等の研究機関に対して「科研費で対応すればよい。機関で用意する必要はない。」という誤ったメッセージを与える可能性があることに留意すべきである。
- 特に、科研費の研究種目のほとんどに間接経費が措置されてきている現状を踏まえると、大学等に対して、研究を開始するための研究環境の整備の経費については間接経費に含まれるものであることを説明していくことも必要である。



- 「若手研究（スタートアップ）」については、他の若手研究者支援の研究種目と異なり、年齢による応募要件は定められていない。このため、中高齢になってから研究者になった者も「若手研究（スタートアップ）」に応募できる。また、外国から帰国した研究者など通常の科研費の応募締め切り後に応募資格を得た者、産前産後の休暇や育児休業などから復帰する者などこれまで「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」で対象となっていた者も対象となる。

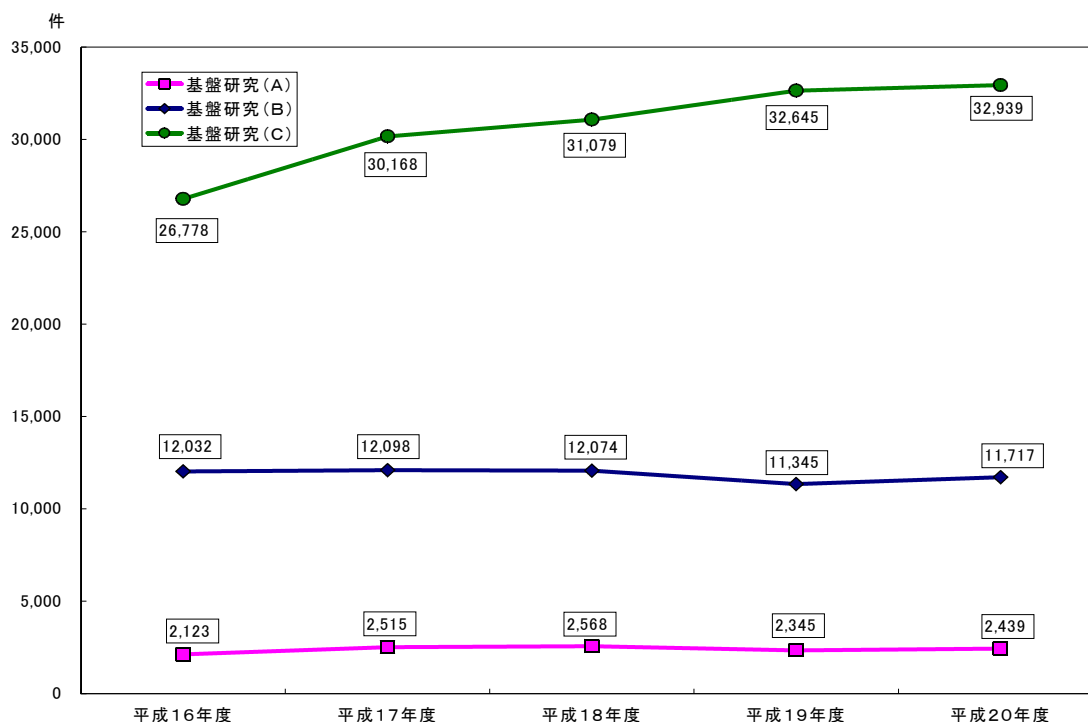
基本的には、研究活動をスタート（あるいは再スタート）しようとする者の支援であり、そのような目的の研究種目であることを明確にする方がわかりやすく、また、適切である。したがって、新規採用の研究者については、現在、採用後2年目までの研究者を対象者としているのを改め、前年秋の時点で応募資格を有していなかったため科研費に応募できず、4月の採用時点で科研費を受けられない者を対象とすることにすべきである。
- また、名称と実態に乖離<sup>かい</sup>があることは事実であるため、「若手」の部分を削除し、これまで、研究を開始するための環境整備といった趣旨で用いられてきた「スタートアップ」の部分を改め、平成22年度公募から研究活動そのものを支援する趣旨で、名称を「研究活動スタート支援（仮称）」などの名称に変更することが必要である。
- なお、我が国では女性研究者の比率が極めて少なく、構造的な問題になっていることを踏まえると、この制度が産前産後の休暇や育児休業からの復帰支援にも大きな役割を果たしていることを各種解説文などで強く打ち出すことも考えるべきである。
- 今回は、制度発足以来あまり時間を経っていないこともあり、名称の修正を行うことを基本とするが、運用の実績等を分析して、今後も規模や研究期間など改善すべき点があるかどうかについて、引き続き検討していくべきである。

### 3. 今後の「基盤研究」の在り方について

#### 「基盤研究」の意義・役割と現状の課題

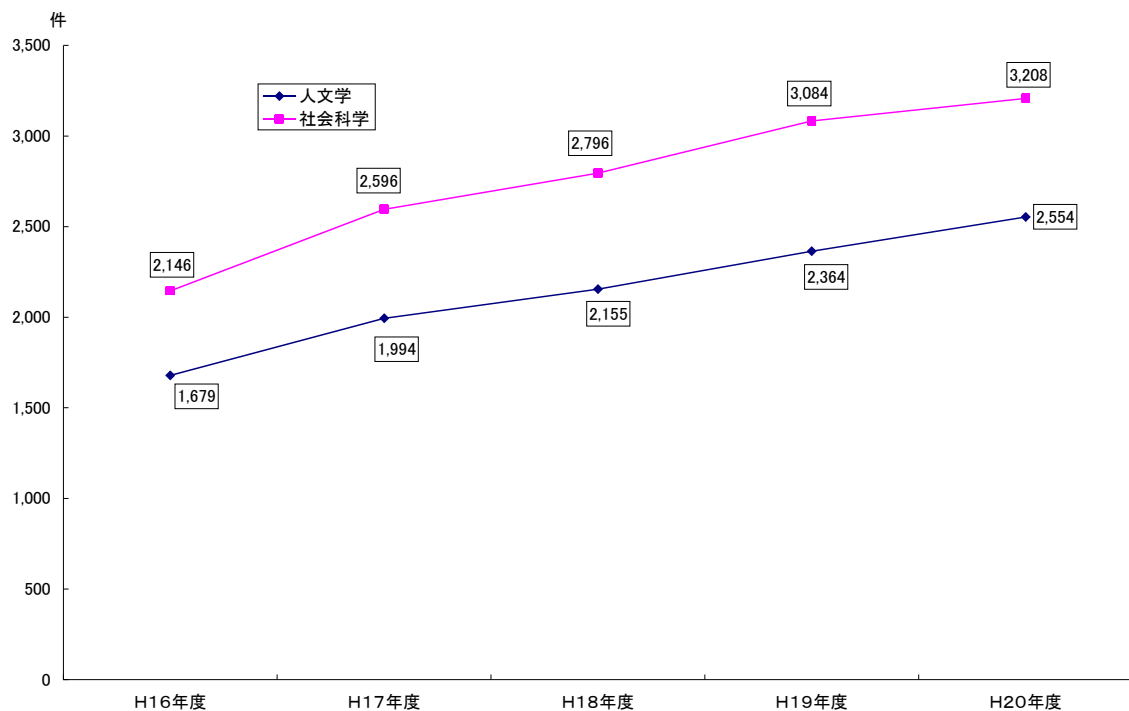
- 「基盤研究（A・B・C）」は、平成8年度に、従来の「総合研究」、「一般研究」及び「試験研究」を統合し、科研費の中核的な研究種目として創設された。  
その後、間接経費の導入や研究期間の延長などの措置が図られ、「基盤研究（A・B・C）」の研究期間は3～5年、また、研究費の応募総額は、「基盤研究（A）」が2,000万円以上5,000万円以下、「基盤研究（B）」が500万円以上2,000万円以下、「基盤研究（C）」が500万円以下となっている。
- 「基盤研究」は科研費の中核的な研究種目であり、「基盤研究（A・B・C）」のいずれについても、今後とも充実していくべきものである。
- 特に「基盤研究（C）」については、大学の基盤的経費の減少に伴い、その重要性が増してきている。その中で、応募件数が増加傾向にあり、対応が急務となっている。

【図7】「基盤研究（A・B・C）」の応募件数の推移



- とりわけ、人文・社会科学系の研究者にとって「基盤研究（C）」は金額的にも期間的にも非常に活用しやすい研究資金となっており、「基盤研究（C）」はこれらの分野の研究者の研究活動の支援に欠かせないものとなっている。このため、人文・社会科学系の分野における「基盤研究（C）」への応募件数は近年急増している。

【図8】「基盤研究（C）」における人文・社会科学分野の応募件数の推移



- さらに、「若手研究」との比較においても「基盤研究」の現状には課題がある。応募総額等において「若手研究」と比べて十分とはいえない状況となっており、若手研究者が「基盤研究」に移行しようとしにくいことの一因となっているとの指摘もある。「若手研究」から「基盤研究」への円滑な移行を考える上でも、「基盤研究（A・B・C）」の充実がまず必要となっている。

### 「基盤研究（A・B・C）」の今後の在り方

- 「基盤研究」は、科研費の中核であり、研究種目の違いに関わらず、予算の拡充を進めていくことが重要である。
- 特に、「基盤研究（C）」については、大学の基盤的経費の減少に伴い、その重要性が増しており、応募件数が急増している状況にある。このような状況を踏まえると、「基盤研究（C）」については、早急に大幅な増額に取り組むことが不可欠である。

○ また、研究分野によって、「基盤研究」において必要な研究費や研究期間は異なっており、分野の特性に応じた検討を進めていくことが必要である。

さらに、研究期間の長期化に伴う単年度当たりの研究費の減少や「若手研究」と比較した場合の不十分さなど、「基盤研究」の在り方については様々な課題も指摘されている。このような問題について、引き続き、検討を進めていかなければならない。

○ これらの点を踏まえ、本部会においては、「基盤研究（C）」を中心にしつつ、「基盤研究」全体について、

- ・果たすべき役割
- ・「若手研究」とのバランス
- ・年限や研究費総額などの在り方
- ・人文・社会科学系と理工系、生物系などの研究分野の特性に応じた在り方
- ・審査の在り方

などの課題に関して、今後とも引き続き検討を行うこととする。

#### 「基盤研究（S）」の今後の在り方

○ 「基盤研究（S）」は、「『特別推進研究』等の大型研究費と『基盤研究（A）』の間を補完する研究種目」として平成13年度に創設したものである。平成20年度公募からは応募総額が「5,000万円以上1億円程度まで」から「5,000万円以上2億円程度まで」と引き上げられ、応募件数も増加している。

【表2】「基盤研究（S）」の応募件数等（新規）

	応募件数	採択件数	採択率	1件当たり平均配分額 (百万円)
平成16年度	396	65	16.4%	26
平成17年度	455	74	16.3%	27
平成18年度	454	82	18.1%	24
平成19年度	431	81	18.8%	25
平成20年度	551	85	15.4%	39

- 「基盤研究（S）」については、その位置付けや役割等について、規模や内容が、比較的近いと考えられる「特別推進研究」と一体的に検討し、予算額を増額していくことが必要である。
- 具体的には、「基盤研究（S）」と「特別推進研究」を互いに補完しあう研究種目として捉え、応募・審査も可能な範囲で一体的に取り扱うなど連携を強化していく方向で検討することが必要である。

例えば、連携の一環として、「基盤研究（S）」と「特別推進研究」の審査スケジュールを調整して審査を進めるなど、優れた研究課題であればこれらの研究種目で適切に助成されるような方策を検討することが重要である。

## 4. 科研費の研究成果を社会に還元していくための方策等について

### 科研費による研究成果の公開

- 科研費が果たしている役割を国民に知っていただくことは重要なことである。
- 現在、科研費による研究成果報告書の概要や研究実績報告書については、国立情報学研究所のデータベースを通じて、国民の誰もが無料で容易にアクセスできるようになっている。このような取組は、科研費という国民の税金で支援を受けている以上当然のことであるが、より国民にわかりやすい形で提供できるようにするため、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。
- また、科研費による研究を行っている研究者についても、国民の税金で支援を受けているとの意識を持ち、その成果を広く国民に理解してもらうよう努力することが求められる。
- 例えば、現在も研究者が科研費の研究成果を発表する際に、科研費でサポートされた研究であることを明示することが必要とされているが、残念ながら十分徹底されているとは言い難い状況にある。
- さらに、今後、科研費による研究成果の公開に当たっては、研究成果そのものだけでなく、どのような成果が上がったのか、どのような課題が残っているのかといった点についての研究者自らの評価もできる限り明らかにしていくことが重要である。
- 科研費による研究成果の公開に関しては、現在も、研究者には次のような取組が求められている。
  - ・ 国立情報学研究所のデータベースを通じて広く国民に公開される研究成果報告書等を作成し、提出すること
  - ・ 論文発表などの際に科研費により得た研究成果であることを表示すること（謝辞（Acknowledgment）の中で述べる場合を含む）
  - ・ 新聞等で研究成果が報道された際に文部科学省や（独）日本学術振興会に記事等を送付することこのような点については、文部科学省や（独）日本学術振興会、研究機関等が、説明会など各種の機会を捉えて、研究者等に対してさらに周知することが必要である。

- また、研究者が所属する研究機関においても、研究成果の公開について、できる限りの支援をしていくことが望ましい。
- 具体的には、研究者が記者発表するような場合に、大学の研究協力部などがその発表を支援する取組を行っていくことや、大学等の研究機関のホームページ等において、その機関に所属する研究者の科研費による研究成果を紹介し、国民に対してわかりやすく解説することなどが考えられる。このような取組をさらに進めていくべきである。
- さらに、文部科学省や（独）日本学術振興会においては、科研費NEWSや科研費ホームページ等の科研費の成果に関する記事を一層分かりやすいものとするよう、サイエンスライターの利用などを進めること、様々な機関に働きかけて科研費ホームページのリンクの拡張を図ることなどの取組を進めていくことが望まれる。

#### **研究成果公開促進費の在り方**

- 研究成果公開促進費は、学会誌の出版を支援するために昭和22年に創設された「学会誌出版補助金」が起源であり、昭和25年に同補助金は「研究成果刊行費補助金」に改められ、学術図書の補助も開始された。その後、昭和40年に、同補助金は「科学研究費補助金」に統合され「研究成果刊行費」となった。さらに、昭和61年には、「研究成果刊行費」を「研究成果公開促進費」に改め、その中に「研究成果公開発表」が新設された。
- 現在は、
  - ① 学会等によるシンポジウム・会議等への支援を行う「研究成果公開発表」
  - ② 学会等による学術誌等の発行への支援を行う「学術定期刊行物」
  - ③ 個人又は研究者グループ等による学術図書の発行への支援を行う「学術図書」
  - ④ 個人又は研究者グループ等による学術データベースの整備への支援を行う「データベース」の4つの種目から構成されている。
- 研究成果公開促進費については、近年予算が大きく減少している。研究成果の公開の取組を一層進めていくためには、研究成果公開促進費の予算の拡充が必要である。

## 情報技術の発展と研究成果公開促進費との関係

- 学術情報の流通にあたり、オープンアクセス<sup>\*1</sup>や機関リポジトリ<sup>\*2</sup>などの取組が進められており、研究成果公開促進費の対象とするものの多くは、こうした情報技術により対応が可能である。
  
- 例えば、データベースについては、昔はデータベースシステムを構築できるような計算資源は限られており科研費による支援が必要であったが、その後、状況は大きく変わっており、様々なところでデータベースの構築は可能であることから、今後は、研究者等の自主的な取組に委ねることも考えられる。
  
- また、定期刊行物などの学会誌の刊行への支援について、オープンアクセスへ向けた機関リポジトリのような技術を活用する方法もある。こうした新しい情報技術を使うことにより、税金でサポートした研究成果に誰もがアクセスでき、公平性や透明性が確保され、説明責任も果たせるという面がある。  
さらに、機関リポジトリを活用することにより、世界中に容易に流通可能となるとともに、どれだけアクセスされたか、何回ダウンロードされたかの情報やサイテーション情報を自動的に把握することも可能となる。
  
- その一方で、電子媒体に対する不安から、紙などの旧媒体によるシステムをある程度維持すべきであるとの意見もあった。
  
- こうした様々な問題を含め、現在、デジタル化・ネットワーク化が進展する中で学術情報基盤作業部会において学術情報の流通の仕方について検討が進められており、こうした問題については、学術情報基盤作業部会での議論も踏まえながら、引き続き検討すべきである。

## 学術図書の出版助成

- 学術図書の出版助成については、特に人文・社会科学系の分野において、この支援で出版されている図書は非常に質が高いという指摘もあり、有効な取組であると評価されている。

---

\*1 学術情報をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにすること。

\*2 大学及び研究機関等において生産された電子的な知的生産物を収集・保存し、原則的に無償で公開・発信するためのインターネット上の学術情報資源管理システム。



- しかしながら、学術図書の出版助成については、予算の減少等もあり、ここ数年、採択件数等が大幅に減少している。

【表3】研究成果公開促進費予算額の推移

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総 額	3,382	3,382	3,382	1,800	1,368
うち学術図書	685	685	685	420	359

- このようなことから、とりわけ学術図書の出版助成については、平成22年度において予算の拡充を図るべきである。

### 学術定期刊行物の支援

- 学会の定期刊行物の支援については、本部会における審議においては、本来、学会が自主的に取り組むべきものであり、そのスタートアップを支援すれば十分であるといった意見や競争的研究資金とは別の形での支援を検討すべきといった意見が出される一方、小規模な学会などによる学会誌の継続的な発行のためには、科研費による支援が重要であるとの意見もあった。
- 一方、前述したように、機関リポジトリなどの新しい情報技術を用いれば、小規模の学会等の活動を奨励しつつ、必要なサポートを効率的に行っているといった意見も出された。
- この問題についても、学術情報基盤作業部会での議論も踏まえながら、引き続き本部会においても検討すべきである。

## 5. その他

本部会においては、「若手研究」や「基盤研究」に関する検討事項以外にも、科研費の在り方等に関し次のような意見があった。これらの事項についても、本部会において、引き続き検討していくこととする。

- ・ 科研費の問題と併せて、研究者の自由な発想に基づく研究を支える基盤的経費の重要性についても改めて認識を持つべきである。
- ・ 科研費は、我が国の学術研究を支える根幹である。これをより明確にするために、例えば科研費を「学術研究費」といった形で位置付け、他の研究費や研究プロジェクトとは異なるものであることを示すべきである。
- ・ 科研費については、これまで研究者が効果的に使えるように様々な改革が行われてきたが、残念ながら現在でも予算の単年度主義の制約がある。

単年度主義の制約については、対応に一定の限界はあるが、平成21年度の補正予算で「最先端研究開発支援プログラム」等として、研究者にとって使いやすい研究費の実現を目指し、基金による研究費支援制度が新たに設けられた。

今後、この制度の運用状況等も参考にしつつ、科研費においても単年度主義の限界について見直せるところは見直していくべきである。

## 6. 終わりに

今後、科学技術基本計画の策定などをめぐり、我が国の研究体制や研究資金の在り方などが大きな議論の対象となっていくことが予想される。

本部会においても、これまでの議論を踏まえつつ、今後とも、我が国の学術研究をめぐり諸問題や科研費をはじめとする研究費の望ましい在り方などについて、引き続き、精力的に議論していくこととする。

## 第5期科学技術・学術審議会学術分科会 研究費部会委員名簿

(任期：平成21年2月1日～平成23年1月31日)

### 委員

- |   |       |                    |
|---|-------|--------------------|
| ◎ | 有川節夫  | 九州大学総長             |
|   | 小林誠   | 独立行政法人日本学術振興会理事    |
|   | 佐藤禎一  | 東京国立博物館長           |
|   | 鈴木厚人  | 高エネルギー加速器研究機構長     |
|   | 田代和生  | 慶應義塾大学大学院文学研究科教授   |
| ○ | 中西友子  | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
|   | 深見希代子 | 東京薬科大学生命科学部教授      |
|   | 三宅なほみ | 東京大学大学院教育学研究科教授    |

### 臨時委員

- |  |       |                              |
|--|-------|------------------------------|
|  | 家泰弘   | 東京大学物性研究所長                   |
|  | 井上明久  | 東北大学総長                       |
|  | 井上一   | 独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事・宇宙科学研究本部長 |
|  | 岡田清孝  | 自然科学研究機構基礎生物学研究所所長           |
|  | 甲斐知恵子 | 東京大学医科学研究所教授                 |
|  | 金田章裕  | 人間文化研究機構長                    |
|  | 鈴木興太郎 | 早稲田大学政治経済学部教授・日本学術会議副会長      |
|  | 谷口維紹  | 東京大学大学院医学系研究科教授              |
|  | 水野紀子  | 東北大学大学院法学研究科教授               |

### 専門委員

- |  |      |                       |
|--|------|-----------------------|
|  | 宮坂信之 | 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授 |
|--|------|-----------------------|

◎ 部会長

○ 部会長代理

(平成21年7月16日現在)

## 審 議 経 過

平成21年

3月30日（第1回）

「第5期研究費部会において検討をお願いしたい事項」について自由討議

4月28日（第2回）

科研費における若手研究者への支援の在り方について自由討議

5月14日（第3回）

今後の「基盤研究」の在り方，科研費の研究成果を社会に還元していくための方策等について自由討議

5月29日（第4回）

「これまでの議論を踏まえた論点整理」について自由討議

6月23日（第5回）

科研費における若手研究者の支援の在り方，今後の「基盤研究」の在り方，科研費の研究成果を社会に還元していくための方策等についての今後の検討の方針（案）について審議

7月 7日（第6回）

審議のまとめ（素案）について審議

7月16日（第7回）

「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（これまでの審議のまとめ）」（案）について審議